

松戸市農業委員候補者評価委員設置要綱

(設置)

第1条 市は、松戸市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の任命候補者を選定するため、農業委員として推薦を受けた者及び募集に応募した者(以下「候補者」という。)の適正な評価を行うため、松戸市農業委員候補者評価委員(以下「評価委員」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員は、市長の求めに応じて、候補者の評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- 2 候補者の評価を行うための、必要書類等について、意見を述べるものとする。
- 3 候補者の評価に当たっては、推薦書若しくは応募書に記載された候補者の活動歴等の審査を行うものとする。
- 4 候補者に対し、面接等を行うものとする。

(委員)

第3条 評価委員は5人以内とし、次の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者（大学・国・県・関係団体職員等）
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 評価委員の任期は、委嘱のあった日から令和8年7月19日までとする。

(報償及び費用弁償)

第5条 評価委員には、予算の範囲内において報償費を支給し、費用弁償する。

(秘密保持)

第6条 評価委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月23日から施行する。